

陳 情 文 書 表 (令和8年9月3日定例会提出)

陳情第38号

鼓阪小学校跡地活用構想策定支援業務の手續の一旦停止及び地域合意形成を求める陳情書

令和8年8月25日受理

陳情者 ●●●●●●●●

地域活性化チーム

GOGO NEW TSUZAKA

代表 関 亜可里

陳情の趣旨

奈良市は、令和8年8月19日、「奈良市鼓阪小学校跡地を活用した周辺地域活性化構想策定支援業務委託」に係る公募型プロポーザルの公募を開始しました。

しかし、本プロポーザルの開始前に、鼓阪小学校跡地の活用について地域全体から意見を聴取し、地域として必要とする機能や基本的な方向性を整理する機会は設けられていません。

令和8年7月2日に行われた奈良市総合政策部との話合いでは、市から、地域の様々な意見を見える化し、他の地域住民も交えて共有する場を設けたいこと、複数の案を地域へ示しながら検討を重ねたいことなどが説明されました。

ところが、その後、空き家対策についての資料提供及びメールでの回答はあったものの、鼓阪小学校跡地活用の全体構想、地域の意見を共有する場、地域から提示した教育施設としての活用案の検討状況、プロポーザルへの反映方法及び今後のスケジュールについて説明がないまま、8月19日に公募が開始されました。

今回の募集要項では、応募事業者に対し、「鼓阪小学校跡地活用基本構想素案」に含まれる「活用構図等」の作成イメージを企画提案書に示すことを求めています。さらに、受託候補者第1位に選定された事業者と奈良市が協議し、「企画提案書による内容を基本として、本業務の委託に係る仕様を確定させた上で、随意契約に向けた交渉を行う」とされています。

この手順では、地域の基本的な意向を確認する前に、事業者が示した跡地活用のイメージを審査し、その企画提案を基本として業務内容が確定されることになります。その後に地域住民の意見を聴取したとしても、既に選定された事業者の提案や契約内容の範囲内で意見を聞くこととなり、地域の声が構想策定の出発点ではなく、後から加えられる一つの要素となるおそれがあります。

よって、奈良市議会におかれては、市長及び関係部局に対し、次の事項を求めてくださいますよう陳情いたします。

1. 地域全体から意見を聴取し、鼓阪小学校跡地に必要な機能及び基本的な方向性を整理するまで、本プロポーザルの審査、受託候補者の選定及び契約締結を一旦停止すること。
2. 令和8年7月2日の話合いにおいて説明された、地域の意見を共有する場及び複数の案を地域へ返ししながら検討する進め方が、その後どのように扱われたのか、また、本プロポ

ーザルの募集要項、仕様書案及び採点基準にどのように反映されたのかを、地域及び議会に説明すること。

3. 7月2日に提示した鼓阪小学校跡地の教育施設としての活用案及び地域活性化全体構想並びに7月3日に提出した政策提案書案について、市の検討状況、実現可能性、課題及び本プロポーザルへの反映状況を文書で回答すること。
4. 鼓阪小学校跡地に必要な機能及び基本方針について、先に地域全体で協議し、その結果を募集要項、仕様書及び採点基準に反映した上で、その方針を実現するために必要な専門家または事業者を選定する手順に改めること。
5. 地域から提出された教育施設としての活用案その他の地域活性化案について、収支、利用見込み、整備費、維持管理費及び地域への効果等を客観的に数値化し、比較検討の結果及び採否の理由を公開すること。
6. 審査委員の構成、選定理由、採点基準及び採点結果を可能な限り公開し、構想策定過程に地域代表を加えるとともに、構想素案の確定前に公開の説明会及び意見反映の機会を設けること。地域から出された意見、市及び受託事業者の対応並びに構想への反映結果についても公開すること。さらに、地域住民が、他の住民からどのような意見が出されているのかを知り、それらを共有し、比較・検討できるようにすること。あわせて、プロポーザルの実施形式、業務内容、仕様及び評価基準について、募集開始前に地域へ説明し、地域との協議を経て定めること。跡地活用の構想策定は地域主導を基本とし、行政及び受託事業者は、その実現に必要な制度面及び専門面の支援を担うこと。

陳情の理由

(1) 7月2日の話し合い後、跡地活用全体についての協議が継続されていないこと

令和8年7月2日、私たちは、鼓阪小学校跡地の活用について奈良市総合政策部と話し合いを行いました。この話し合いは市の了承を得て録音しており、説明内容を確認できる記録を保有しています。

その際、市からは、地域の様々な意見を見える化すること、他の地域住民も参加して意見やプランを共有する場を設けたいこと、事業者や専門家が整理した内容を地域へ返し、「このような内容でよいか」と確認しながら検討を進めたいことなどが説明されました。

また、私たちからは、鼓阪小学校を教育施設として残し、幼保小連携、国際交流、日本文化教育、金融教育、不登校になる前の支援、放課後子ども教室、地域産業、空き家活用、観光及び東部地域への人の流れなどを一体的に考える構想を提示しました。

話し合い後、市からは、当日の話題に含まれていた奈良市空き家実態調査について、資料及び市ホームページの案内が送付されました。これを受け、私たちも同年7月3日、前日の話し合いを踏まえ、「地域活性化プロジェクト第一弾～空き家を地域資源へ転換する～」と題する政策提案書案を市へ送付しました。

同提案書は、単に空き家の件数を調査することだけを目的としたものではありません。地域住民、保護者及び子供が参加する空き家調査、所有者・行政・民間事業者をつなぐ仕組みづくりに加え、古民家宿、コンドミニウム、シェアハウス、家庭的保育、こども食堂、文化体験施設、移住・定住支援住宅及び地域オフィス等への活用を提示したものです。さらに、総合政策課が関係部署を横断的に調整し、地域主体によるモデル地区での実証事業を行うことも提案しており、7月2日に提示した、教育、子育て、観光、文化、産業、移住及び空き

家活用を一体的に進める地域活性化構想の第一段階として提出したものです。

これに対し、市からは、「いただいた内容も踏まえ、空き家対策の今後の検討につなげてまいります」との回答がありました。

しかし、同提案を鼓阪小学校跡地活用及び周辺地域活性化の全体構想の中でどのように位置づけ、検討するののかという説明はありませんでした。また、鼓阪小学校跡地の教育施設としての活用案、地域の意見を共有する場、次回の協議、地域構想の具体化、プロポーザルへの反映方法及び今後のスケジュールについても、その後連絡がないまま、同年8月19日に公募型プロポーザルが開始されました。

空き家対策について個別の情報提供及びメールでの回答はあったものの、7月2日の話合いの中心であった鼓阪小学校跡地活用全体についての協議は継続されていません。市が7月2日の話合いで説明した、地域の意見を見える化し、地域へ返ししながら検討するという進め方を変更したのであれば、その経緯と理由を地域及び議会へ説明する必要があります。

（２）地域の基本方針より先に、事業者の活用イメージが審査されること

本プロポーザルが、最終的な施設運営事業者ではなく、跡地活用構想の策定を支援する事業者を選定するものであることは承知しています。

しかし、募集要項では、応募事業者に対し、納品物の一部である「鼓阪小学校跡地活用基本構想素案」に含まれる「活用構図等」の作成イメージを企画提案書に示すことを求めています。

さらに、受託候補者第1位に選定された事業者と奈良市が協議し、「企画提案書による内容を基本として、本業務の委託に係る仕様を確定させた上で、随意契約に向けた交渉を行う」と明記されています。

したがって、選定事業者は、単に地域の意見を中立的に聞き取るだけではなく、事業者自身が跡地活用のイメージを提示し、その提案内容を含めて評価を受ける立場にあります。地域全体の意向を確認しないまま事業者を選定すれば、選定事業者の提案が構想策定の土台となり、その後の地域意見聴取が、既に設定された枠組みの中で行われるおそれがあります。

本来は、まず地域全体から意見を聴取し、地域として守るべき条件、必要な機能及び基本的な方向性を整理した上で、その内容を募集要項、仕様書及び採点基準に反映し、それを実現できる事業者を選定するべきであると考えます。

（３）地域から提出した具体的な提案の扱いが明らかでないこと

7月2日の話合いでは、私たちが提示した構想について、市の担当者から、内容が具体的であり、他の地域住民よりも先行して検討されているとの趣旨の発言がありました。また、このような構想が地域に存在することを、今後選定する専門家等にあらかじめ共有することや、内容をビジュアル化した資料として整理することについても話がありました。

翌7月3日には、前記の政策提案書案をメールで提出し、地域と行政がそれぞれの役割を担いながら、提案内容をより実現性の高いものへブラッシュアップしたい旨を伝えています。

しかし、今回の募集要項及び公表資料からは、7月2日に提示した教育施設としての活用案及び地域活性化全体構想並びに7月3日の政策提案書案が、事業者選定の仕様書や採点基準に反映されているのか、選定後にどのように検討されるのかを確認できません。

具体的な提案を聞き取った後、その全体的な検討状況を回答しないまま、別途選定した事業者に改めて地域の意見を聴取させるのであれば、これまでの話合い及び提案がどのように行政の検討へつながったのかが不明です。

地域から既に提示されている提案については、単に多数ある意見の一つとして扱うのではなく、実現可能性、必要経費、維持管理費、利用見込み及び地域への効果等を客観的に検証し、その結果と判断理由を地域へ示す必要があります。

（４）選定及び構想策定過程の透明性が十分でないこと

募集要項では、事業者選定のプレゼンテーションは非公開とされています。事業者選定後には、審査委員会議事録の要旨並びに受託候補者第１位及び第２位の事業者名を公開するとされていますが、地域代表が審査に参加するのか、地域から提出された案がどのような基準で評価されるのか、地域の意見をどのように最終構想へ反映するのかは明らかではありません。

また、受託候補者第１位の企画提案を基本として委託仕様を確定するのであれば、事業者選定の段階が、その後の構想の方向性に大きな影響を与えることになります。

地域の将来に長期間影響する学校跡地の活用である以上、単に事業者選定後に意見を聞くだけではなく、選定前から地域が基本方針の整理に関与し、構想案の確定前に内容を確認して修正意見を述べられる仕組みが必要です。地域住民には、自らの生活環境及び地域の将来に直接関わる跡地活用について、地域からどのような意見が提出されているのかを知り、それらを共有・比較した上で意思形成に参加する機会が保障されるべきです。そのため、プロポーザルの形式、業務内容、仕様及び評価基準についても、行政と事業者だけで決めるのではなく、募集前に地域へ示し、協議を経て定める必要があります。構想策定は地域主導を基本とし、行政及び専門家は、地域の意思を実現可能な計画へつなげるための支援を担うべきです。

（５）地域への説明がないまま手続が進行していること

本プロポーザルは、令和８年８月１９日に公募が開始され、９月１８日に企画提案書の受付が締め切られ、１０月２日にプレゼンテーション審査、１０月上旬に契約締結が予定されています。

一方、地域全体から意見を聴取する場は設けられておらず、７月２日に提示した鼓阪小学校跡地活用の全体構想について、市の検討状況及びプロポーザルへの反映状況も示されていません。

このまま手続が進めば、地域が基本方針を協議する前に、事業者の活用イメージが審査され、その企画提案を基本として委託仕様が確定されることになります。事業者選定後に地域の意見を聴取したとしても、契約内容、履行期間及び予算の制約から、地域の意見を白紙の状態から構想へ反映することが困難になる可能性があります。

そのため、受託候補者を選定する前に、議会による手続の確認、市から地域への説明及び地域全体の意見聴取が必要です。

結び

本陳情は、専門家の知見を活用することや、公募型プロポーザルそのものに反対するものではありません。また、現段階で特定の跡地活用案のみを採用するよう求めるものでもありません。

私たちが求めているのは、地域住民が互いにどのような意見が出されているのかを知り、共有・比較しながら地域の基本的な意向を先に整理することです。その内容を仕様書及び評価基準に反映した上で、地域主導の将来像を実現するために必要な専門家を選定する、適正

で透明な手順を求めています。

7月2日の話合いで説明された、様々な意見が見える化し、地域へ返ししながら検討するという進め方を尊重し、地域との協議を継続していただきたいと考えます。

奈良市議会におかれては、これまでの市の説明と現在の公募手続との整合性を確認し、地域への説明及び事業者選定前の意見聴取が行われるまで、本プロポーザルの審査、受託候補者の選定及び契約締結を一旦停止するよう、市長及び関係部局に働きかけてくださいますようお願いいたします。

以上